

大阪府がん患者等妊よう性温存治療費等 助成事業について

令和7年度大阪府がん対策推進委員会
第1回小児・AYA世代のがん対策部会

大阪府がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業（現行制度の概要）

将来、子どもを産み育てることを望むがん患者が、希望を持ってがん治療に取り組めるよう、「妊よう性温存治療」及び「温存後生殖補助医療」に要する費用の一部を助成しています

妊よう性温存治療（令和3年度から）

- 助成対象者**
- 以下の要件を全て満たす方
- (1) 申請時に府内に住所を有し、妊よう性温存治療実施日(凍結保存日)に年齢が満43歳未満の方
 - (2) 原疾患の治療内容が(a)もしくは(b)の方
 - (a)ガイドラインの妊よう性低リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
 - (b)乳がんに対するホルモン療法等の長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定される治療
 - (3) 妊よう性温存治療府指定医療機関において表1の妊よう性温存治療を受け、令和3年4月1日以降に凍結保存を行った方
 - (4) 担当医師により、妊よう性温存治療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められた方
 - (5) 国の研究に参加できる方
 - (6) 助成対象費用に対し、他制度の助成を受けていない方
 - (7) 【胚(受精卵)凍結の場合】 婚姻関係の確認ができる女性の方

助成の対象治療費

表1

対象治療	上限額
胚(受精卵)凍結	35万円
未受精卵子凍結	20万円
卵巣組織凍結	40万円
精子凍結	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結	35万円

※入院室料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用以外の凍結保存の維持に係る費用は対象外

<<助成回数>>
対象者一人に対して通算2回まで

妊よう性温存治療府指定医療機関又は、原疾患治療実施医療機関でカウンセリングを受けた結果、妊よう性温存治療を受けるに至らなかった方に対して、カウンセリング費用を上限額5千円助成（対象者一人に対して1回限り）※対象者について要件あり

温存後生殖補助医療（令和4年度から）

- 助成対象者**
- 以下の要件をすべて満たす方
- (1) 温存後生殖補助医療費助成の申請時において、夫婦のいずれかが大阪府内に住所を有すること
 - (2) 温存後生殖補助医療に係る治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
 - (3) 妊よう性温存治療府指定医療機関において表1の妊よう性温存治療により凍結保存を行った後、温存後生殖補助医療府指定医療機関において令和4年4月1日以降に表2の温存後生殖補助医療に係る治療を開始した方。かつ、表2の治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された方
 - (4) 妊よう性温存治療を受けた方の年齢が、凍結保存日に満43歳未満であり、原疾患の治療内容が(a)もしくは(b)の方
 - (a)ガイドラインの妊よう性低リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
 - (b)乳がんに対するホルモン療法等の長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定される治療
 - (5) 担当医師により、妊よう性温存治療及び温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められた方
 - (6) 国の研究に参加できる方
 - (7) 助成対象費用に対し、他制度の助成を受けていない方
 - (8) 婚姻関係の確認ができる方

助成の対象治療費

表2

対象治療	上限額
凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円
凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円
凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円

※入院室料等の治療に直接関係のない費用及び主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分は対象外

<<助成回数>>
初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回（40歳以上43歳未満であるときは通算3回）まで

※対象の要件、治療、経費の詳細については、大阪府ホームページをご確認ください。

大阪府がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業（現行の申請の流れ）

事業のイメージ

※一般的な例

妊よう性温存治療（令和3年度から）

温存後生殖補助医療（令和4年度から）



大阪府

妊よう性温存治療を受けるに
至らなかった方は、
カウンセリング費用申請

妊よう性温存治療 府指定医療機関



④妊よう性温存治療の
主治医が証明書を作成

助成金申請
※④のあと

③受診

④妊よう性温存治療

①受診

②妊よう性温
存治療に関
する説明、
府指定医療
機関の紹介

⑤がん治療

がん治療 実施医療機関

⑤の治療について、がん治療の主治医が証明書を作成

大阪府

助成金申請
※⑦のあと

⑥受診

⑦温存後生殖補助医療

温存後生殖補助医療 府指定医療機関

⑦温存後生殖補助医療の
主治医が証明書を作成



連携

⑤の治療について、がん治療の主治医が証明書を作成

大阪府がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業（【新】凍結保存の維持費用）

現行

- 大阪府がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業のうち「妊よう性温存治療費助成」にかかる対象となる治療、経費及び助成上限額は下記のとおり

対象となる治療	対象となる経費	助成上限額/ 1回
胚（受精卵）凍結に係る治療	◆対象治療に係る治療費及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用	35万円
未受精卵凍結に係る治療		20万円
卵巣組織凍結に係る治療 （組織の再移植を含む）	※入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び 初回の凍結保存費用以外の凍結保存の維持に係る費用は対象外	40万円
精子凍結に係る治療		2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療		35万円

見直し（案）

- 現行では助成対象外となっている「**初回の凍結保存費用以外の凍結保存の維持に係る費用**」について、**令和8年度より助成を開始予定（「令和8年2月定例府議会大阪府一般会計予算案」が成立した場合に実施）**

※事業内容の詳細は次項参照

大阪府がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業（【新】凍結保存の維持費用）

初回の凍結保存費用以外の凍結保存の維持に係る費用の助成（案）

●対象者 ※次のすべてに該当する方

- ・申請時において、**大阪府内に住所を有すること**
- ・大阪府がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業における「**妊よう性温存治療費助成**」（他の都道府県が実施する同様の事業を含む）の**助成を受けた者で、妊よう性温存治療実施日（凍結保存日）が令和7年4月1日以降の者**のうち、**翌年度以降に下記の対象経費が発生する者**であること
- ・助成費用について、**他制度の助成を受けていないこと**

●助成対象経費

- ・妊よう性温存のために凍結した胚（受精卵）、未受精卵子、卵巣組織、精子の**凍結保存の維持に必要な経費**
※初回の凍結保存に係る費用については、「妊よう性温存治療費助成」に係る費用として上限の範囲で助成

●助成上限額

- ・1年につき **3万円**

●助成年限

- ・**令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間【試行実施】**

●助成対象期間 ※初回の凍結保存期間が終了した日から、以下のいずれか早い日まで

- ・患者の年齢が43歳に達した日
- ・妊娠のための治療について、次の区分により定める助成上限回数に達した日
 - ア 妻の年齢が39歳までに1回目の助成を受けた場合 通算6回
 - イ 妻の年齢が40歳から42歳までに1回目の助成を受けた場合 通算3回
- ・患者の意思により組織等の凍結を終了した日
- ・凍結組織が無くなった日
- ・患者が死亡した日

例)

- ①令和7年4月1日に凍結
→令和8年4月1日から令和12年3月31日までの凍結保存の維持に**要する費用**を助成（**最大4回**）
- ②令和10年4月1日に凍結
→令和11年4月1日から令和12年3月31日までの凍結保存の維持に**要する費用**を助成（**最大1回**）